

愛媛県暴力団排除条例とは



☆暴力団の現状と問題点

令和6年末現在、愛媛県における暴力団は、組織数約30組織、構成員等（準構成員を含む。）の数は約220人という情勢になっています。

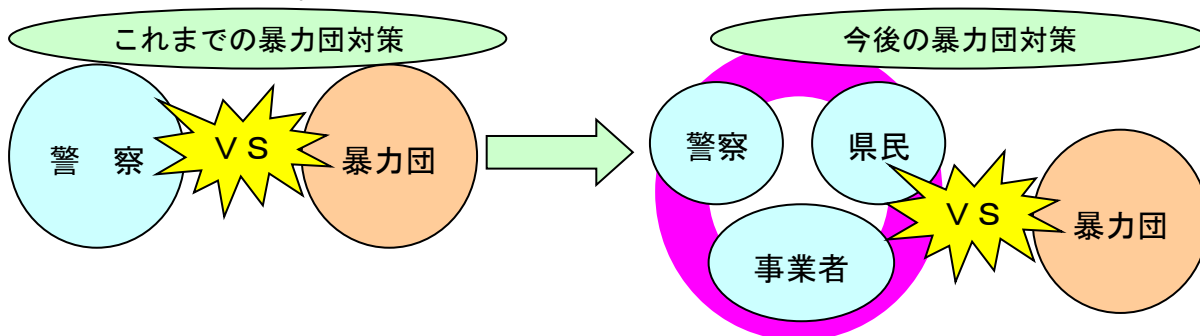
平成4年の暴力団対策法施行以来、暴力団排除機運の高まりや、警察の厳しい取締りにより、暴力団は社会から孤立しつつありますが、その一方で、組織実態を隠蔽し合法的な企業活動を装い、資金源を多様化させつつ、凶悪な犯罪や薬物犯罪に深くかかわるなど、依然として社会に脅威を与え続けています。

六代目山口組は、平成27年に分裂後、新たに発足した他組織と対立抗争状態にあり、県民の安全で平穏な生活を確保するために愛媛県暴力団排除条例の規制を強化し、さらなる暴力団排除活動を推進する必要性を認め、条例の一部改正を行い、令和3年1月1日から施行されています。



☆条例制定の目的

暴力団は、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動等により、県民や事業者に多大な脅威を与え、また、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、社会に著しい悪影響をもたらす「反社会的集団」です。その暴力団を一掃するためには、警察のみならず、県民等が一体となった排除活動を推進することが必要です。この条例は、これまでの法律では不十分であった、県民総ぐるみの活動の、具体的かつ明確な方法を規定しています。



☆条例の内容

★ 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条～第11条）

- 公共工事等の県の事務及び事業からの暴力団排除
- 公の施設の利用における暴力団排除措置
- 暴力団排除活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する警察による保護
- 県からの、暴力団排除にかかる訴訟支援、その他必要な支援
- 県による広報・啓発活動、市町の施策への支援



★ 青少年の健全育成を図るための措置（第12条～第16条）

- 青少年に対する暴力団排除のための助言・指導等
- 青少年に対する禁止行為

「暴力団員が、正当な理由なく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせることを禁止」 **中止命令・再発防止命令**

→命令違反は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金・両罰

「暴力団員が青少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的で、青少年に対して、面会要求、電話、メール、つきまとい、見張り、押しかけ、SNSの送信等を行うことを禁止」 **中止命令・再発防止命令**

→命令違反は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金・両罰

- 暴力団事務所の開設及び運営の禁止



★ 暴力団等に対する利益の供与の禁止（第17条～第19条）

- 暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等への利益の供与を禁止 **勧告・公表**
- 事業に関する契約について、暴力団を排除
- 何人も情を知って暴力団員に自己又は他人の名義を利用させることを禁止 **勧告・公表**



★ 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第20条・第21条）

- 暴力団員が、自己が暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用することを禁止 **勧告・公表**

★ 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第22条・第23条）



- 暴力団事務所のために不動産を譲渡、貸付けすることを禁止 **勧告・公表**
- 不動産の譲渡等の代理または媒介する者も同様の責務 **勧告・公表**

★ 特定事業者の講ずべき措置（第24条）

特定事業者（旅館、ホテル、ゴルフ場の運営又は管理を行う事業者）は、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる施設利用契約の締結禁止 **勧告・公表**



ゴルフ場



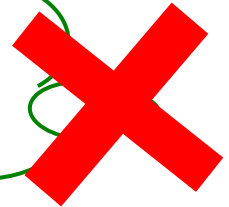
★ 祭礼等からの暴力団排除（第25条）

祭礼、花火大会、興行等において



行事に暴力団を利用すること
暴力団員を
運営に関与させること
みこし等の運行に参加させること
露店を出させること **勧告・公表**

**禁
止**



☆おわりに

県民が一体となり、暴力団を地域から根絶するため、更なるご協力をお願いします。

条例に関するお問い合わせやご相談は、

暴排条例ホットライン 089-941-8930

ヤクザ・ゼロ

までお電話下さい。

暴力追放

